

砂川市訓令第2号

令和4年2月25日

令和3年度砂川市子育て世帯への臨時特別支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善岡雅文

(別 紙)

令和3年度砂川市子育て世帯への臨時特別支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知・令和4年2月7日改正）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和3年度の子育て世帯への臨時特別支援給付金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援給付金 砂川市（以下「市」という。）によって贈与される子育て世帯への臨時特別支援給付金をいう。
- (2) 一括給付金 令和3年度砂川市子育て世帯への臨時特別先行給付金支給事業実施要綱（令和3年訓令第66号）によって贈与される子育て世帯への臨時特別先行給付金及び令和3年度砂川市子育て世帯への臨時特別追加給付金支給事業実施要綱（令和3年訓令第68号）によって贈与される子育て世帯への臨時特別追加給付金を合わせたものをいう
- (3) 支給対象者 別記第1に掲げる者をいう。
- (4) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(支援給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この訓令の定めるところにより、支援給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、対象児童1人につき10万円とする。ただし、支給対象者からの申請に基づき、一括給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除する。

(申請受付開始日及び申請期限等)

第4条 支援給付金の申請書の受付開始日及び支援給付金の申請期限は、市長が別に定める日とする。

- 2 支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請により支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を郵送により市に提出し、市が把握する令和4年3月分の児童手当の振込の指定口座又は申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が把握する令和4年3月分の児童手当の振込

の指定口座又は申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(支給対象者に対する支給の決定)

第5条 市長は、第4条第2項の規定による申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、支給対象者に対し、支援給付金を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第4条の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座又は申請者から通知された金融機関の口座に支援給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、令和4年4月30日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第5条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(一括給付金の不支給)

第7条 市長は、支援給付金を支給した場合には、同一の対象児童に係る一括給付金は支給しない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、支援給付金の支給に関し必要な事項は、一括給付金の支給の例による。

附 則

この訓令は、令和4年2月25日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

1 支援給付金は、次のア又はイに掲げる者、かつ、一括給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に、別途、支援給付金を支給する。ただし、当該受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第2の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）

イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。）

2 1の規定にかかわらず、支援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して支援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 受給者等が死亡した場合（この2の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して支援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 支援給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別に行っている当該受給者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者に対して支援給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

支給対象者に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給の算定の基礎となる児童をいう。以下同

じ。)は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ 令和4年2月28日時点（2月28日までに申請があった場合は申請時）において支給対象者に養育される高校生等

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書

市区町村
受付印

支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)

砂川市長 様

記入日 令和 年 月 日

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

1. 申請者

(フリガナ)		性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
氏名			年 月 日	電話 ()
個人番号		申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)		

※【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		

3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、又は給付相当額が受給者によって2.の対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているかを確認します。以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、又は費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額 円

4. 申請額・請求額

①対象児童数(上記2.の人数)	人
②控除額(上記3.(2)で記入した額) ※上記3.(1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

5. 提出書類

●提出が必ず必要な書類(全員)

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

●上記に加え、該当する方のみ別途提出が必要な書類(※砂川市で確認ができない場合)

- 令和4年3月分の児童手当(本則給付)の認定市町村(2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当支給の認定市町村)から転居した場合には、受給者であったことがわかる書類(支払通知書・認定通知書の写し等)を添付してください。
 - 令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚したことがわかる書類
- その他審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

6. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(口)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体より児童手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

- ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請者の口座とします。)への振込みを希望

【受取口座記入欄】

金融機関名				支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義(フリガナのみ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。		
金融機関コード	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所		1普通							
				支店コード		2当座							

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し